

平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会8月定例会議事録

- 1 日 時 平成29年8月9日(水)午後1時30分～午後2時40分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
高梨勇、熊澤繁雄、弓達茂、小島清計、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、
前田積、青木三郎、古谷宏、鈴木健司、小山博美、永澤鐵男の各委員
欠席：矢野監事
秘書広報課(伊勢田主幹他)、防災対策課(大竹課長、入澤主幹)、
障害福祉課(一杉課長)、高齢福祉介護課(三澤担当主査)、
建築指導課(有賀課長他)、選挙管理委員会事務局(熊切主幹)
市民自治推進課(富田課長、永倉課長補佐、竹井主査)
事務局(安藤、長野)
- 4 会議の経過
 - (1) 開 会 後藤副会長
 - (2) あいさつ 細田会長
 - (3) 議 題
 - ① 会報誌「まちぢから」の発行について
事務局より、説明した。
 - ② 先進都市視察について
事務局より、資料に基づき説明した。
日程については、10月23日(月)～26日(木)の間の連続2日間で、視察先、視察項目については、次のとおり承認された。なお、受け入れができない場合については、役員会で再度調整することとなった。
 - ・栃木県宇都宮市：自転車を活用したまちづくりについて
 - ・栃木県足利市：足利市高齢者見守り事業について
 - ③ 研修会について
事務局より、日程・場所について、11月25日(土)午後2時から、市役所本庁舎4階会議室1～3で開催すること、テーマについては、役員会で調整しており、9月定例会で報告することを説明した。
 - ④ その他
 - ア 情報交換について
 - (ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について
後藤副会長より、茅ヶ崎市内の7月末現在の犯罪発生状況及び交通事故の状況について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺については、5件の発生であるが、ATMや銀行窓口で防いだケースもあり、実際には多い状況である。またひったくりが3件、自転車盗も増加している。車上狙いもこれから多くなるのでこれらについても十分気をつけていただきたい。

交通事故については、自転車と子どもによる交通事故が増えており、十分気をつけていただきたい。

(イ) 鶴嶺東地区市民集会の経過及び安否確認・ライフライン状況調査マニュアルについて
小室会計(鶴嶺東地区)より、8月6日開催の鶴嶺東地区市民集会の経過及び安否確認・ライフライン状況調査マニュアルについて、資料に基づき説明があった。

市民集会を8月6日に開催した。今年度も旧の自治会と鶴嶺東地区のまちぢから協議会からの要請・要望ということで行い、特に鶴嶺東地区のまちぢから協議会としては、防災訓練での安否確認と情報伝達の意見交換を行った。平成25年度に画期的な資料として東日本大震災以来、「自主防災組織活動の手引」を防災対策課が中心になって作成し、私たちも参考に活用しているが、このような報告様式が入っていた。資料の最後のページにあるが、この様式をもう少しお互いに改善しようということをして26年度に提案した。27年度の回答には、二重線のところに、「時系列で報告していただける様式を準備いたしますのでその様式で報告をお願いいたします。」とある。また最後にある29年4月「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画)」の中にもやはり自助・共助では手に負えない場合は、公的な支援に情報伝達をしましょうというふうにしてくださいと書いてある。具体的なことは、まだ明記されていないので、この辺がおそらく該当の地区でも或いは単独の自治会としても明確にすることがお互いにこの趣旨をいかす道ではないかと提案させていただいた。今年の情報だと29年度中にこの辺を少し改善したものを提案したいという答えであった。

次に、安否確認・ライフライン状況調査マニュアルについてである。まだ未成熟であり、1つのたたき台として参考にさせていただき情報交換、意見交換できればと思う。ちなみに円蔵ではチェック体制について、今年の班長が120名、昨年の班長が120名おり、240名でそれぞれの班をスクラムを組んでチェックしようということにしている。もし今年の役員が現場にいないということも考えられるのでペアになっている。こうすることにより、来年度は今年の班長が前班長という形で経験者となるので10年間から15年間やることによって全部役員という立場で一巡出来ればこの趣旨は前向きに検討できるのではないかと、こうしたところが特徴となっており、そうしたこともお互いこれから情報交換できればと思う。

実行委員会を組織して仲間を集めて本番を迎えアンケートを取って来年度にいかそうというこのような未完成のマニュアルとしてご参考にしていただければと思い、情報提供させていただいた。

先月の定例会で浜須賀地区の青木会長から安否確認等について大事にすべきだろうと

いう発言があった。その辺を踏まえてこの安否確認・ライフラインについての課題を自治会としても取り上げていきたいという思いであり、その気にさせていただいた青木会長にお礼を申し上げる。

(ウ)「自転車の乗り方について語ろう会」の開催について

和田監事（茅ヶ崎南地区）より、資料に基づき説明があった。

前回の定例会でご説明した「第2回潮風散歩ツーリング」については15名程度集まり、その後反省会を持ち自転車のまちと言いながら自転車の通れる道が少ないということに参加者は感じていていろいろな意見が出た。そして今回第2弾として自転車利用推進法に基づき、また茅ヶ崎市都市部の協力もいただき、NPO法人の事務局長による講演会を行うというものである。茅ヶ崎市もいろいろ取り組んでおり、自転車事故もワースト5に入っていたが、今は10位前後になっており政策の上で改善されてきていると思う。ぜひ時間があれば10月6日（金）午後2時からコミュニティホールで開催するのでお越しいただきたい。

イ その他

(ア) 湘北地区のまちぢから協議会への移行の進め方について

鈴木委員（湘北地区）より、湘北地区のまちぢから協議会への移行の進め方について報告があった。

湘北地区は、連合会のままこの会に出席させていただいている。湘北地区のまちぢから協議会への移行の進め方については、一部反対の自治会もあるので全員の意思ではないが、今月5日に7自治会の代表の人にお集まりいただき、これからのまちぢから協議会の進め方について話し合いをさせていただいた。

今月、来月には夏まつりとか敬老会があり、11月19日には湘北地区の市民集会を予定している。地域としては、市民集会が大事な行事の1つになるので、市民集会が終了してその後に市民自治推進課の方から足を運んでいただき、連合会の理事、事務局長も含め35名いるので、まずその連合会の理事を対象として勉強会を進めていきたいと考えている。それが終了したらそれぞれの理事たちが自分の自治会に帰って個々の自治会への説明等はできるかと思うし、その後さまざまな連携を取りながら、次はいろいろな団体の代表者を集めての勉強会という形で少しでも前進するような方向で湘北地区としては進めていきたいと思っている。皆様方のお知恵などをお借りしながら私たちは1つ1つ進めていきたいと思うのでよろしく願います。

(会長) ぜひ前に進めていただければと思う。十分論議も必要なのでよろしく願います。

(イ) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく平成29年度の特定事業助成金の交付状況等について、市民自治推進課長より、資料に基づき説明があった。

認定を受けた各地区のまちぢから協議会から、自分たちの地区でこんな取り組みをしてみたいという特定事業の提案を受け、それに対する助成金の交付を昨年度条例施行後に進めている。表面には1番から4番に浜須賀地区と松林地区の事業があり、こちらについては昨年度から継続して行っていたという取り組みで、今年度も行っていたということなので認定が済んでいるものである。

裏面には、29年度から新たに取り組む事業として提案をいただくものとして、松林地区、松浪地区、南湖地区、小出地区の4地区から新しく取り組んでみたいという提案を受け、この度助成金を交付するものである。参考として配布させていただいたが、興味等ある場合は市民自治推進課またはそれぞれの地区と意見交換していただければと思っている。

また、これとは別にまちぢから協議会の認定についてご紹介する。地区に立ち上がったまちぢから協議会が認定コミュニティとなることを審議する「茅ヶ崎市コミュニティ審議会」の第2回目が8月4日に開催され、鶴嶺西地区が認定に値するというので審議会の答申を得たところである。正式な書類はこれからになるが、これにより全13地区のうち認定が10地区になったことをご報告させていただく。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① 上半期の広報紙等配布手数料の振り込みについて（依頼）

秘書広報課主幹より、資料に基づき説明があった。

② 広報紙特別号「耐震ちがさき」の配布について（9/1号広報と同時に配布依頼）

建築指導課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 昨年の「耐震ちがさき」について、広告が配布資料のわりに多くてかなりの厚みとなっていて、中身を見ても広告なのか耐震の説明なのかどちらが主体となっているのかわからない状況になっていた記憶がある。配達するだけでも重量があつて大変なのでこの辺を考慮してほしいと提案させていただいた記憶があるが、検討されたのか教えていただきたい。

(答) これまでの「耐震ちがさき」の冊子に関しては、広告が多いというご指摘をいただいている。広告が多い理由としては、発行にあたり冊子の印刷と編集にかかる費用を湘南リビング新聞社に負担していただいている事情があること、また耐震に関して説明しなければいけない分量とのバランスを考えて、最低限16ページ程度の紙面がほしいということでこのような内容にさせていただいた。

広告が多くてわかりにくいというご指摘に関しては、広告自体の量や大きさについては、広告主の関係があり変えられないが、若干色を変えて記事と広告部分との違いが

分かるような工夫をさせていただいている。ご理解いただきたい。

(問) 費用の面がかなりあるということはもともと理解しているが、気になったのはどこから耐震の説明なのか、広告なのかわからないような場所があったように記憶している。その辺の整理を含めて紙面の見直しを以前にお願いしたが、今後の発行の際は検討していただいた方が良くと思うので願います。

(答) 了解した。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会会員募集ちらしの回覧について（依頼）
選挙管理委員会事務局主幹より、資料に基づき説明があった。

② 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書の名称変更について
障害福祉課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 書式の内容等については、説明を聞いて理解した。8月上旬に名簿等が送られてきたが、地区での説明会にどのような説明をされるのか、その説明内容等がどのようなものなのか今わかる範囲で結構なのでお聞きしたい。

(答) 市での7月の事前説明会には多くの方にお集まりいただいた。今月には各自主防災組織、自治会の皆様に名簿の方をお渡しさせていただいたが、この名簿を各地域で有効に活用していただくためにどのような形で安否確認から実際避難が必要になった時の避難行動の支援といったものを円滑かつ組織的に行っていったらいいのか具体的に地域の皆様と意見交換をさせていただきたいと考えている。

(問) 一つのルートとするとそれもありかと思う。各地域からは様々な意見や疑問点が当然出てくると思う。問題は多種多様な意見や要望が出たあとどのようにされるのか、今考えていることを教えていただきたい。

(答) 各地域の皆様には、日程の方いただいてこれから説明の方に入らせていただく。すでに3地区から日程をいただいている。それぞれの地域から出たところ、またさらに磨いていくような形でいただいたご意見を踏まえてお伝えし、各地域の良いところを頂戴しながら作り上げていければよろしいのかなと考えている。

(問) 受領書や誓約書のこともそうだが、説明会では当然問題、課題が出るのが予想される。やはりこの定例会のような会で共通認識をもっていけないと問題はどんどん出てくる。この定例会の目的は意見交換の場でもあるわけなので、いかがかなと思う。

(答) 各地域の皆様のところへお邪魔させていただきながら、それぞれご意見をいただき、共通して進めていった方がよいというところがあればお時間を頂戴したり、あるいは自主防災組織の皆様にお声をかけさせていただき、また防災リーダーの研修会などの機会に伝えさせていただき、ぜひその際はよろしく願いたいと考えている。

(問) 今回のこの避難行動要支援者名簿については、非常に難しくてまだ自治会として全部開けて検討しているわけではないが、今、誓約書と受領書の違いもあるように、私は誓約書という形で個人情報の守秘義務などは厳密に取り扱ってほしいという意味合いがあることは当然だと思っている。

それにしても、今日この受領書兼誓約書を担当課にお届けしたが、印鑑を押す欄もなく誓約書の体をなすのか疑問である。それともっと平たい形のもので広げてもいいというものであれば受領書という形でも当然だと思うが、その辺の説明がなく私たちの受け取り方の一本化というものがないのではないかと思う。個人情報というものについて理解しないままにこれが広がっていく恐れもあるし、その辺の扱いについて事前に丁寧な対応がなされるべきではなかったかというふうに思っている。

(答) 今回この個人情報の取り扱いという観点から申し上げますと、災害対策基本法に規定されている「名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者」に対し、法的な規定の中に秘密保持の義務というものがある。それはこの誓約書を取る、取らないを規定するものではないため、名簿情報を提供する場合の配慮として、法の第49条の12に明記されているが、必要かどうかは各自治体で判断することとなっている。近隣市の状況は、藤沢市、鎌倉市に関しては受領書ということで印鑑の捺印もない。平塚市は受領書兼誓約書という形で茅ヶ崎市の当初と同様に対応しているが印の捺印はないという状況である。

私どもも当初いろいろな市町村の状況を集約しながらここまで来ているところであるが、このたびは市からのお願いということで避難等支援関係者の方たちに名簿等を提供させていただいているので、いただいたご意見を踏まえこのような対応とさせていただいた。地域に説明させていただく時には個人情報の観点をしっかりと繰り返しご説明させていただきたいというふうに考えている。

(問) 市での7月の説明会に私も出席した。そこで名簿の配り方についていろいろな意見が出ていた。具体的に市としてどういうやり方がふさわしいのか、その辺も初めてなので明快なる指示がなかった。今度地区ごとに説明に回るとのことだが、質問もたくさん出ると思う。市としてはいろいろな会議で出た意見を集約して、ある地区で疑問になったことは他の地区でも当然疑問になる場合があるわけで、いろいろなところで疑問が出て回答したならば市内各地区にその情報を提供していただきたいと思う。市としても対応にお困りになっていることも多々あるとは思うが、我々ももっと困っているのでもその辺についてよろしく願います。

(問) この誓約書の中で要綱第10条とか第12条とかの条文が入っているが、我々は取扱い要綱を見たこともないし、配布もされていない。第10条の内容はどういうことなのかまず問題になってくるのではないかと思ってコピーなり書類をくださいと注文を出した。たとえば第10条について、取扱いについて各自治会長が何かあった場合責任をもってやるようなことが一筆でも書いてあったら全然扱いが違ってくると思ったので、そういう意味で非常に不親切ではないかと思った。

それともう一つ、ここに「要綱第12条に基づき、避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用いたします。」という文章があり、要綱を見ると第12条は取扱者が変わった場合どう対応するかという条文が3項目にわたってあるだけで、避難行動を支援する内容と違うので条文と続きの文章に連動していないような気がした。

(答) 要綱第10条については、名簿の受領ということで、「第6条第2項の規定により名簿情報を受領した避難支援等関係者は、速やかに避難行動要支援者名簿受領書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。」という内容となっている。第12条については、秘密保持義務ということで5項目のものである。中身を確認させていただきたいと思うが、要綱に関してはこちらの情報提供が中途半端だったと思う。

(問) 秘密保持義務の5項目は要綱第13条ではないかと思う。第12条の第1項第1号は「第6条第2項の規定により、新たに名簿の提供を受けたもの」、いわゆる「既に受領している名簿を市長に返却するものとする。」というのが第12条の項目で、第12条の第1項第2号は「前条の規定により、後任者に避難支援等関係者の任を引継ぐもの」、同第3号が「避難支援等関係者でなくなったもの」、これが第12条である。

(答) 申し訳ないが、要綱の件については少し整理をさせていただきたいと思う。あとできちんと確認させていただく。

(問) 毎回、市から配られてくる時に地図がついてくる。東海岸北二丁目では民生委員の方たちとも打ち合わせをしながら自分たち用のA3の地図の中に落とし直して地図を作っている。わざわざ送られてくる5枚も6枚もの地図を集めて自治会の地図を作っているが、その辺のところまで親切心をもって1枚の地図に支援者たちの場所を記入するような努力をしていただければ我々も見やすく助かる。手のかかる仕事とは思いますが配慮していただきたい。

(答) 地図に関しては、いろいろなご意見をいただいております、民生委員の方たちからもいただいている。導入しているシステムからの出力ということでいろいろな不具合も生じているところがあるので、今いただいたご意見を持ち帰り出来る限り地域の方たちが活用しやすいような形に整理をしていきたいと思っております。

(問) 全体の説明会が総論としてあって、今度は地区単位で次の説明会がある。私たちは、共通理解をして行動した方がいいのではないかと。説明会ではいろいろな意見が出るのは事実である。今のように1自治会はA3の地図に落とすということは事務的なことで実際に使用する場面は向こう三軒両隣だったらいろいろなやり方がある。共通理解をしたうえで行動した方がいいのではないかと。今日はそういう意思、受領書の名称を変えるのではなく、今後のタイムスケジュールの大きなところを押さえていかないと、お互い取り返しのつかないことになるような気がするがいかがか。

(答) 貴重なご意見をいただいた。私たちもここまで構築してきたけれども、ここからがスタートだと思っております。すでに始動している地域のお話を伺うといろいろな課題や問題が出てきている状況である。茅ヶ崎市でも共通認識を積み重ねながらしっかりと構

築していく方向で担当課も対応していきたいと思うので、様々な意見をいただきながらいいものをぜひ作り上げていきたいと思っている。

(問) 各委員からの話を聞いているが、自治会長にそんなに大きな責任があるとは考えていない。今度出来たものは民生委員と自主防災会の会長等に持っていくように思っている。自治会長には民生委員が3人いたら3人分が自治会長のところに行っている。全体的なものは配布する必要は私はないと思っている。自治会長には今度守秘義務が生じている。だけどこれは交渉してくださいよということは同意をしているようだが、市はどこまでの同意で、あの文章を出したか説明しなくてはいけない。これは地域ごとの話ではない。市はこういうふうにするんですという指導要綱を出せばよい。これは地域性ではない。それだけはよく考えておいてほしい。出したから地域でよく考えてやってくださいという指導は指導ではない。市が出したらある程度の市の考え方を抜き出すのはいけない。責任があるようなないような話はまずい。私はそう思う。だから今度出た時には自治会も民生委員も呼んだ。自治会長を中心にして高齢者の要支援の関係なので自治会がまとめていかないと今度ではできないのではないかと考えている。

それで守秘義務が自治会長にはあるので、地域で前にあった要支援の関係でどうしたかという、班長にはお宅のこういう人が要支援で何か事があったら助けをくださいと言っているからお願いするというぐらいで、全部には公表しない。全部に公表したら守秘義務などない。そうではないのか。

(答) 同意内容については、地区ごとではなく市で統一して同意確認ということになっている。もし災害が起きた時に迅速な避難の確保を図るために、平常時から避難支援関係の皆様、自治会や自主防災組織、民生委員の皆様にあなたの情報を提供することに対して同意をいただけるかどうか確認をしているので、ここについては市全域で共通のものだと認識している。その手法についてもどのような形でやられたらいいのか班や組、それぞれ地域ごとに取り組みの仕方があるので、そこについてはこれから各地域にお邪魔させていただき地域の中でどのような形がやりやすいのかといったところをお話しさせていただく。同意の内容については市で統一したものであると認識している。

(会長) 各地区との説明会については、早急に意見等をまとめ、方向性を出していただくものは出していただいて、地域とよく合意したうえでよろしく願います。

(5) 閉 会 植松副会長